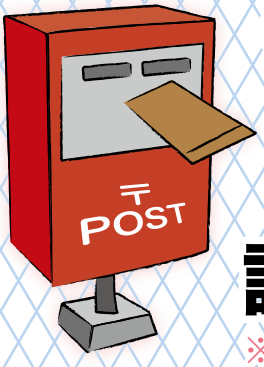

書類提出にご協力をお願いします!!

H26.3月開始

建連国保 組合員資格再確認作業に関する

証明書類をご提出いただけましたか?

※平成25年4月1日以前からご加入いただいております組合員の方が対象です。

日頃より組合運営にご協力を賜りまして、誠に有り難うございます。

平成26年3月より「建設連合国民健康保険(建連国保)」では平成26年8月に実施される保険証更新に先立ち、ご加入いただいている組合員の皆様に組合員資格の再確認をさせていただいており、すでにご案内の書類一式がご自宅等へと到着しておりますが、内容をご確認いただけましたでしょうか?

ご提出いただきました皆様の再確認作業に関する書類等は内容を確認の上、建連国保本部へ提出させていただきます。また、提出書類等につきましては「建設業であること(従事されている業種)」、「協会けんぽ等社会保険への加入資格がないこと(所得の種類)」を確認させていただくことを目的としているため、所得金額がいくらであるか等について、内容を確認することは一切ございません(金額を伏せられたい方は1,000円以上の桁をマジック等で塗りつぶしていただいて結構です)。また、資格再確認以外に書類等を使用することも一切ございませんのでご安心ください。

☑ なぜ組合員資格再確認作業が必要なの?

理由❶

本年8月は2年に1度の保険証更新がありますが、その際に建連国保の組合員資格(①建設業法に定められる28業種、またはその他建設工事に関する業種(設計業・測量業・地質調査業)に従事していること、②協会けんぽ等社会保険への加入資格がないこと)が適切な皆様に保険証をお渡しするという目的があります。

理由❷

建連国保の財源は、皆様からお預かりする保険料と国より交付されている国庫補助金(税金)で大半が占められており、その中から利用実績に応じた被保険者の皆様の医療費を支払い、且つ、その他規定の給付を実施しています。国庫補助金(税金)が交付されている以上、国庫補助金(税金)が適切な対象者のために使用されているか監督官庁(厚生労働省・愛知県)から確認を求められれば報告する義務があります。

☑ 建連国保の資格を満たしていない場合はどうなるの?

ご提出いただきました証明書類等の内容を建連国保で確認させていただいた結果、組合員資格が適切であれば本年8月に新保険証をお渡しし、継続して建連国保をご利用いただくことができます。しかし、建設業に従事されていない、協会けんぽ等社会保険の加入資格がある場合等で建連国保の組合員資格を満たしていないと判断される場合、建連国保が国庫補助金(税金)を不正に受給していることにつながるため、脱退をお願いさせていただくことになります。

☑ もし資格再確認作業に関する書類等を提出しなかったら?

第一に書類の提出がなければ組合員資格が適切であるか否かを確認することが出来ません。また、法律上、組合員の皆様は、建連国保を利用する「権利」を有していると同時に届出や協力依頼があった際、それに応じる「義務」を有しております。そのため、今回の資格再確認作業の場合、書類の提出が確認出来ない場合、「義務」を守っていただけなかったと判断され、不本意ではございますが建連国保による組合員資格喪失の措置(職権脱退)が講じられる可能性があります。

書類提出がお済みでない組合員の皆様にお願いです。

確認書類のご提出期限は平成26年5月30日(金)までとなっていますが、ご提出いただきました確認書類が建連国保により不備と判断されて再提出等の対応を求められる場合があります。

諸事情でご提出が困難な方もいらっしゃると存じますが、確定申告時期等に合わせまして、万障お繰り合わせのうえ、出来る限り早期の書類提出にご協力願います。

なお、ご提出いただく確認書類等につきましては、建連国保に現在ご登録いただいている業務上のお立場等(一人親方／個人事業主／個人事業所従業員／同一世帯者)によって異なりますのでご注意下さい。(下記参照)

ご提出書類の一覧（一人親方／個人事業主／同一世帯者用）

❶ **組合員資格を再確認するための確認票** *A4サイズの黄色の用紙／必須提出

❷ **組合員資格を再確認するための証明書**（第三者の証明書） *A4サイズの白色の用紙／必須提出

＋

❸ **平成25年分の所得税確定申告書B**（第一・第二表）**のコピー**

［ ❸の書類がご用意いただけない場合にのみ、
下記の◉の書類より、1点を別途ご用意ください。 ］

◉ 平成25年分の青色申告決算書（一般用）のコピー（青色申告書）

◉ 平成25年分の収支内訳書（一般用）のコピー（白色申告書）

◉ 労災保険特別加入届／特別加入証などのコピー（平成25年度以降有効なもの）

◉ 請負契約書／見積書／請求書などのコピー（1年以内のもの）

◉ 個人事業所の開業届のコピー（1年以内に申告したもの）

◉ 建設業許可通知書のコピー（有効期間内のもの）

◉ 都道府県等の公的機関が発行した証明のコピー（有効期間内のもの／3ヶ月以内に証明を受けるもの）

※上記に記載された◉の書類がいずれもご提出いただけない場合はその旨組合までご連絡ください。
※上記❷に記載された書類は組合員本人様以外であれば、どなたにご記入いただいても結構です。

ご提出書類の一覧（個人事業所従業員用）

❶ **組合員資格を再確認するための確認票** *A4サイズの黄色の用紙／必須提出

❷ **雇用証明書**（お勤め先の事業主から証明していただく証明書） *A4サイズの白色の用紙／必須提出

＋

❸ **平成25年分の源泉徴収票のコピー**

※上記に記載された❸の確認書類がご提出いただけない場合はその旨組合までご連絡ください。

※「組合員資格を再確認するための確認票」は平成26年2月1日時点で建連国保に登録されている組合員の皆様の情報を基に作成されています。

※本確認作業は平成25年4月1日以前にご加入されている組合員の皆様が対象となります。

※ご提出いただきました書類等については支部にて確認の上、建連国保に提出致しますが、内容につきましてお電話等でお尋ねする場合や追加で不足書類の提出をお願いする場合がございますので予めご了承願います。

※ご提出いただきました書類等については組合員資格確認作業にのみ使用された後、建連国保書類保管規程に基づき、一般書類とは隔離された上で5年間保管され、然るべき手順にて破棄されます。

組合員資格再確認作業について、作業内容が分からない場合や提出書類が分からない場合、書類を紛失された場合等はお気軽に支部までご連絡ください。